

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2018年7月2日
【会社名】	株式会社キャンバス
【英訳名】	CanBas Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河邊 拓己
【本店の所在の場所】	静岡県沼津市大手町2丁目2番1号
【電話番号】	055-954-3666
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理部長 加登住 眞
【最寄りの連絡場所】	静岡県沼津市大手町2丁目2番1号
【電話番号】	055-954-3666
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理部長 加登住 眞
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債及び新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	《第2回無担保転換社債型新株予約権付社債》 その他の者に対する割当 209,220,000円 《第14回新株予約権証券》 その他の者に対する割当 950,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 603,250,000円 (注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社キャンパス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式とし、社債券及び新株予約権証券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	209,220,000円
各社債の金額(円)	6,340,000円
発行価額の総額(円)	209,220,000円
発行価格(円)	本社債の金額100円につき100円。 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	年率1.0%
利払日	毎年1月17日及び7月17日
利息支払の方法	<p>1. 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日(但し、繰上償還される場合は繰上償還日)までこれを付するものとし、2019年1月17日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月17日及び7月17日(但し、繰上償還される場合には、繰上償還日)(以下、「利払日」という。)に、当該利払日の直前の利払日(第1回の利払日においては払込期日)の翌日から当該利払日までの期間(以下、「利息計算期間」という。)について、各々その日までの前半か年分を支払う。但し、半か年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。</p> <p>2. 利払日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。</p> <p>3. 本新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使にかかる各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から10営業日以内に支払う。</p> <p>4. 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日(この日を含む。)から弁済の提供がなされた日(この日を含む。)までの期間につき、年6.0%の利率による遅延損害金を付するものとする。</p> <p>5. 利息の支払場所 株式会社キャンパス 管理部</p>
償還期限	2020年7月17日
償還の方法	<p>1. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 満期償還 本社債は、2020年7月17日(償還期限)にその総額を各本社債の金額100円につき100円で償還する。</p> <p>(2) 繰上償還 当社は、2018年7月18日以降、償還すべき日の2週間以上前に本新株予約権付社債の社債権者(以下、「本社債権者」という。)に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本社債の全部(一部は不可)を、各本社債の額面100円につき100円の割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息(本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。)及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。</p> <p>(3) 銀行休業日 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p>

	<p>(4) 遅延損害金 償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日(この日を含む。)から弁済の提供がなされた日(この日を含む。)までの期間につき、年6.0%の利率による遅延損害金を付する。</p> <p>2. 買入消却 (1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債の全部又は一部をいかなる価格でも買入れることができる。 (2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債にかかる本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債にかかる本新株予約権は消滅する。</p> <p>3. 償還金支払場所 株式会社キャンパス 管理部</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、「マイルストーン社」という。)に全額を割り当てる。
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期日	2018年7月18日
申込取扱場所	株式会社キャンパス 管理部 静岡県沼津市大手町2丁目2番1号
払込期日	2018年7月18日
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それにかかる社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。</p> <p>2. 前項に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし。

(注) 1. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

2. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が上記表中「利息支払の方法」欄及び「償還の方法」欄記載の規定に違背し、3営業日以内にその履行がなされないとき。
- (2) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

3. 本新株予約権付社債の社債権者に対する通知の公告

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

4. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

5. 取得格付

格付は取得していない。

(新株予約権付社債に関する事項)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本転換社債型新株予約権の個数の総数は33個である。 本転換社債型新株予約権の目的となる株式の総数は当初330,000株であるが、当社取締役会決議により転換価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。)が下方に修正された場合、新株予約権の行使により交付(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。以下同じ。)される普通株式数は増加する。 2. 転換価額の修正基準: 転換価額は、取締役会の決議によって、当該決議が行われる日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下、「修正基準日時価」という。)に修正することができる。 3. 転換価額の修正頻度: 本新株予約権付社債の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降の日。ただし、すでに本項に基づく転換価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日から起算して6ヶ月を経過しなければならない。 4. 転換価額の下限: 500円(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。以下、「下限転換価額」という。) 5. 本転換社債型新株予約権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限: 418,440株(2018年3月31日現在における普通株式の発行済株式総数5,505,800株の7.6%) 6. 本転換社債型新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の下限転換価額で本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額): 209,220,000円 7. 本新株予約権付社債には、当社の決定により本新株予約権付社債の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、1[新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)]償還の方法欄を参照)。
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本転換社債型新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本転換社債型新株予約権にかかる本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 (2) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

2. 各本転換社債型新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの額(以下、「転換価額」という。)は、当初634円とする。なお、転換価額は本欄第3項及び第4項に定めるところに従い修正又は調整される。

3. 転換価額の修正

当社は、本新株予約権社債の割当日の翌日(すでに本号に基づく転換価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日)から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される取締役会の決議によって、転換価額を、修正基準日時価に修正することができる。ただし、修正基準日時価が下限転換価額(ただし、本欄第4項による調整を受ける。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後の転換価額とする。

当社はかかる修正を決定したときは、速やかにその旨を本転換社債型新株予約権者に通知するものとし、転換価額の修正の効力は当該通知が到達した日の翌取引日に生じるものとする。

4. 転換価額の調整

(1) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項(1)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 時価(本項(2)に定義される。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(但し、下記ロの場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

ロ 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

	<p>上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>二 上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本転換社債型新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> $\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>(2) 転換価額調整式の取扱は以下に定めるところによる。</p> <p>転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。</p> <p>この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。</p> <p>転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式での調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。</p> <p>(3) 本項(1)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(4) 本項(1)乃至(3)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	209,220,000円 (注) 本転換社債型新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権付社債を消却した場合には、本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は減少する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額 本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が修正若しくは調整された場合は修正転換価額若しくは調整後の転換価額)とする。</p> <p>2. 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本転換社債型新株予約権の新株予約権者は、2018年7月18日から2020年7月17日(但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの間(以下、「行使期間」という。)、いつでも、本転換社債型新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本転換社債型新株予約権は行使できないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社キャンパス 管理部 静岡県沼津市大手町2丁目2番1号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次ぎ場所 該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	各本転換社債型新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本転換社債型新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	<p>1. 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>2. 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債券の額面の金額と同額とする。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割(ただし、承継会社等が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ、本転換社債型新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転で、かかる手続により本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の株式会社会社に引き受けられることとなる行為(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の所持人に対して、当該本転換社債型新株予約権の所持人の有する本転換社債型新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本欄第1項乃至第10項の内容のもの(以下、「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本転換社債型新株予約権は消滅し、本社債にかかる債務は承継会社等に承継され、本転換社債型新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本要項の本転換社債型新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>1. 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>2. 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p>

3. 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項及び第4項と同様の修正及び調整に服する。
- (1) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (2) その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
4. 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
 承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
5. 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
 当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」欄に定める本転換社債型新株予約権の行使期間の満了日までとする。
6. 承継会社等の新株予約権の行使の条件
 「新株予約権の行使の条件」欄記載の事項に準じて決定する。
7. 承継会社等の新株予約権の取得条項
 定めない。
8. 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 組織再編行為が生じた場合
 本欄記載の事項に準じて決定する。
10. その他
 承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本転換社債型新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

(注) 1. 本新株予約権付社債（行使価額修正条項付）等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、本新株予約権付社債（行使価額修正条項付）及び本新株予約権（別記3 [新規発行新株予約権証券（第14回新株予約権証券）] (1) [募集の条件] 注1に定義する。以下同じ。）の発行により資金調達を行おうとすることから、以下の通りその理由を説明いたします。

(1) 資金調達の目的

当社は、抗癌剤の基礎研究（創薬コンセプトの検討、当該コンセプトに基づき構築した手法による医薬品候補化合物の選別、簡易動物実験、既に開発段階に進んだ抗癌剤候補化合物に関する基礎データの収集・解析等）及び早期臨床開発（臨床試験開始申請直前に実施する「前臨床試験」並びに臨床試験の前半部分）に取り組む、創薬企業です。

創薬事業について

一般に創薬（新薬の創出）は、

- (1) 創薬コンセプト（科学的根拠に立脚し、ある方法によって疾患を治療し得ると考え、その作用を有する化合物等が新しい医薬品になり得るとする仮説）に基づいて候補化合物を探索・選別する「探索」段階
- (2) (1)で獲得された候補化合物について試験管内や動物での実験を実施し候補化合物の分子構造等を調整する「最適化」段階
- (3) 臨床試験開始申請に必要なデータを揃える前臨床試験を実施する「前臨床試験」段階
- (4) 規制当局の許可を得て臨床試験（医薬品としての承認を得るために行うヒト試験）を実施する「臨床試験」段階

の順に進行します。

臨床試験段階はさらに、主に候補化合物の安全性を確認する第1相試験、比較的少数の患者様で候補化合物の有効性・安全性及び用法用量を探索的に検討する第2相試験、医薬品として薬効を証明する第3相試験に大別されます。

通常の医薬品において臨床第1相試験は健康なボランティアを被験者としませんが、当社が開発を目指す抗癌剤の領域では、抗癌剤に多い重篤な副作用への懸念から、末期癌患者ボランティアの方を被験者として臨床第1相試験を実施します。このため、第1相試験の前半では主に安全性を確認しつつ薬効の手応えのある癌腫を選定し、当該癌腫に絞り込んで薬効を探る「拡大相試験」を第1相試験の後半に実施する手法が多く採られます。当社の進めているCBP501臨床第1b相試験も、この手法によるものです。

当社の開発パイプライン

「開発パイプライン」とは、創薬製薬領域において、開発中の医薬品候補化合物群を指す語です。

一般に医薬品開発は成功確率が低く、リスク分散の意味でいかに豊富で有望なパイプラインを継続的に有するかが製薬企業や創薬企業の中長期的な企業価値の基本となります。

新たなパイプラインを確保する方法は、当社のような創薬企業にとっては専ら自らの創薬コンセプトに基づいた新規候補化合物の「探索」「最適化」となります。製薬企業等においては、自社による創出のほか、創薬企業等との提携に基づくライセンスによるパイプライン獲得が図られます。

創薬企業の長期的な目的は新薬の承認獲得とその売上による収益獲得ですが、それに至るために必要な長期間かつ莫大な資金（一般にひとつの医薬品を開発するために必要な期間は約15年・必要な資金は数百億円といわれます）を独力で確保することは難しく、多くの場合、短期中期的な目標として、自社で開発中の候補化合物について製薬企業等との提携を成立させ当該候補化合物を相手方開発パイプラインのひとつとすることによるライセンス収益の獲得と財務基盤の安定・強化を目指します。

当社の開発パイプラインは次のとおりです。

《CBP501》

創業時からの創薬アプローチに基づいた探索から獲得された、当社の主要パイプラインです。多様な細胞機能に関わる蛋白質カルモジュリンの制御機能を調整し複数の作用により抗癌活性を示す独特の抗癌剤（カルモジュリンモジュレーター）です。

過去に、既存の抗癌剤シスプラチン及びペメトレキセドとの併用で悪性胸膜中皮腫及び非小細胞肺癌（扁平上皮癌を除きます。）を対象とする臨床第2相試験を完了しており、その試験で得られた新たなデータから、免疫系抗癌剤との併用により薬効を高める効果が期待できることがわかったことから、現在は抗癌剤シスプラチンと免疫系抗癌剤ニボルマブ（商品名：オブジーボ）との併用による臨床第1b相試験（最初の臨床第1相試験と内容の異なる試験なので区別のため呼称にbを付しています）を2017年10月から実施中です。

2018年中に臨床第1b相の前半の試験を終え、この試験の手応えを踏まえ複数の癌腫を選定した上で「拡大相」試験を開始できる見込みです。

《CBS9106》

当社が創出した可逆的CRM1（XP01）阻害剤であるCBS9106は、前臨床試験を終了した段階で、同化合物の開発・製造・商業化に係る全世界（日本及び中国・台湾・韓国を除きます。）における独占的権利を米国Stemline Therapeutics, Inc（以下「Stemline社」といいます。）に供与するライセンス契約を締結しました。

現在は、Stemline社が進めている臨床第1相試験の支援を行いこれに伴う技術アドバイザーフィー収益を得る傍ら、日本・中国・台湾・韓国地域における追加提携パートナー獲得を図っています。

《次世代化合物》

上記2つの臨床開発段階のパイプラインのほか、当社は、独自のスクリーニングによる新たな薬剤候補化合物の探索と、既存パイプラインの化合物に関する基礎研究の成果を活かした改良等により、次世代化合物の創出を図っています。

多数のアプローチで創出を図る中、CBP501に改良を加えて「最適化」段階を進めた結果、マウスを用いた動物実験で抗癌活性においてCBP501を上回る次世代候補化合物CBP-A08を2017年6月に獲得できています。

当社事業の当面の施策と今回の資金調達

当社事業における当面の施策と課題は、概ね優先順位順に次のとおりです。

CBP501について製薬企業等との提携を獲得する。

当社は現在、CBP501に係る製薬企業等との提携関係を有していません。

製薬企業等との提携を獲得して当社の中長期的開発基盤を強化し短期中期的な収益に寄与するためには、これまでの提携企業獲得活動を継続するほか、世界的な注目の集まる免疫系抗癌剤との併用試験のひとつである現在の臨床第1b相試験の拡大相を迅速に進めて良好なデータを獲得し、提携候補製薬企業等にとっての魅力を示すことが必要です。

今回の資金調達の主要な目的は、このCBP501「拡大相」試験費用の調達です。

CBS9106に係る追加の提携獲得

CBS9106に係るStemline社とのライセンス契約は、日本及び中国・台湾・韓国が除外されています。当該地域における追加の提携を獲得することにより、継続的な収益基盤の追加獲得を図ります。

(この事業に関する当面の資金需要はなく、今回の調達資金の用途には含まれておりません。)基礎研究を継続し、既存パイプラインに関する知見を深め、次世代パイプラインの創出を図る。当社は、臨床開発段階のプロジェクトのほか、前述のとおり、基礎研究活動を絶えず実施しております。

また、研究開発に係る知的財産権の管理等の費用も継続的に発生しています。

これらの取組みは、短期中期的には既存パイプラインの提携魅力を向上させるほか、当社の長期的な収益獲得と企業価値向上に欠かせないものですが、それらの成果による現実の収益を獲得するまでには一定の期間を要することから間接金融による資金調達は極めて困難であり、当面は直接金融による継続的な資金調達によらざるを得ません。今回の調達資金の一部は、この基礎研究費用への充当を想定しております。

CBP-A08のパイプライン化

前述のCBP-A08を当社の3番目のパイプラインとするには、このあと「前臨床試験」段階に進みこれをクリアする必要があります。

当社は、今回の資金調達により十分な資金が調達できた場合の資金用途として、CBP-A08の前臨床試験開始準備業務への充当を計画しています。ただし、後述のとおり今回の資金調達は当初の目標どおりの資金を調達できない可能性のある手法であり、その場合にはCBP-A08の前臨床試験開始準備業務の規模を縮小し、又は開始時期を先送りする計画です。

今回の資金調達によって以上の施策を強力かつ迅速に推進することにより、当社の中長期的な経営基盤の強化・安定化と企業価値の最大化に繋がり、ひいては既存株主の株主価値の向上に寄与するものと判断しております。

(2) 本新株予約権付社債及び本新株予約権の概要

本新株予約権付社債及び本新株予約権には、既存株主の皆様の株式価値の希薄化抑制を図りつつ機動的な資金調達を実行する目的から、以下の内容が設定されています。

転換価額及び行使価額の修正

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額(別記3[新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)](2)[新株予約権の内容等]「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。)について、当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により修正を行うことができます。転換価額及び行使価額の修正が決議された場合、転換価額及び行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前取引日の終値)の90%に相当する金額(1円未満の端数を切り上げ)に修正されます。ただし、修正後の転換価額及び行使価額が下限転換価額及び下限行使価額(別記3[新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)](2)[新株予約権の内容等]「当該行使価額修正条

項付新株予約権付社債券等の特質」欄第4項に定義する。以下同じ。)を下回ることはありません。

なお、直前の転換価額及び行使価額の修正から6ヶ月以上経過しなければ、当社は新たな転換価額及び行使価額の修正を行うことができません。

このように転換価額及び行使価額の修正を行うことで、株価下落時に転換価額及び行使価額を修正した場合には調達金額が減少する可能性はあるものの、資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。一方、1回目の転換価額及び行使価額の修正を行ってから次に転換価額及び行使価額の新たな修正を行うには6ヶ月以上経過しなければならないとすることで、東京証券取引所の定める上場規則に規定されるMSCB等に該当せず、MSCB等の発行に係る遵守事項、実務上の留意事項に拘束されずに、行使に関し割当予定先と柔軟に交渉することが可能になります。また、MSCB等の転換又は行使の状況に関する開示義務に係るコストが削減できます。

行使指示条項

本新株予約権の割当予定先との間で締結が予定されている第三者割当契約(以下「本契約」といいます。)においては、以下の行使指示条項が規定されています。

当社は、本新株予約権を行使することができる期間中の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日において、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合(かかる場合を以下「条件成就」といいます。)、条件成就の日の株式会社東京証券取引所における当社の出来高の15%を上限として、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

また、条件成就の日において、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、条件成就の日の株式会社東京証券取引所における当社の出来高の20%を上限として、当社が割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

なお、上記の行使指示は2取引日続けて行うことはできず、かつ、条件成就日を含む直近7取引日の総行使指示株式数の上限は、割当予定先と当社株主7名が締結する株式貸借契約に基づく株式数から条件成就日を含む直近7取引日以内に割当予定先が既に本新株予約権を行使した株式数を控除した株式数とします。また、当社取締役会が行使価額の修正を決議した場合は、当該決議に係る通知を行った日の翌日までの期間は行使指示を行うことができず、直前11取引日に行われた行使指示は無効となります。

行使制限条項

本新株予約権を行使することにより新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(2018年7月2日)時点における当社発行済株式総数(5,505,800株)の10%(550,500株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

この行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止し、また、過度な短期間の大量行使による急激な希薄化を防止しています。

取得条項

本新株予約権付社債には繰上償還条項が付されており、本社債の金額額面100円につき100円の割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息及び未払残高の支払とともに、繰上償還することが可能となっております。

また、本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、当該取得日の20営業日前までに割当予定先に対して取得日の通知を行ったうえで、払込金額と同額で当社が取得することが可能となっております。

これらにより、当社がより有利な資金調達方法若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えるなど、資本政策の柔軟性を確保しています。

取得請求

割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前(2020年6月17日)の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、当該事由の発生時から行使期間の満了日までの間いつでも、取得希望日から5取引日前までに事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額(「取得価額」)で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求できます。この取得請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。

譲渡制限

本新株予約権は割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ、当社取締役会の承諾がない限り割当予定先から第三者へ譲渡できない譲渡制限が付されており、また、当社取締役会の承諾を得て割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

(3) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、当社は、下記「(4) 本新株予約権付社債及び本新株予約権の主な特徴」、「(5) 本新株予約権付社債及び本新株予約権の主な留意事項」及び「(6) その他の資金調達方法の検討」に記載した内容を踏まえ、第三者割当てによる本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行によって資金調達を行うことが最適であると判断しました。

(4) 本新株予約権付社債及び本新株予約権の主な特徴

本資金調達方法は、当社が主体となって一定の条件のもとで本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額の修正並びに本新株予約権の行使指示を行えることが大きな特徴であり、また、下記のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の資金調達方法と比較して以下の点が優れていると判断いたしました。

株式価値希薄化への配慮

本新株予約権付社債の転換価額には当社取締役会の決議による修正条項が付されており、転換価額が下方に修正された場合には当初の予定よりも発行される当社株式が増加します。しかしながら、当該下方修正の頻度は6ヶ月超の間隔を置く旨限定されていること、また、当社の意に沿わず自動的に下方修正されるものではないことから、当初の予定よりも発行される当社株式が増加し更なる希薄化が生じるおそれは、一般的な行使価額修正条項付新株予約権よりも限定されています。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権付社債の転換価額と同様の修正条項が付されているものの、本新株予約権の目的である当社普通株式数は950,000株で一定であり、当初の予定よりも発行される当社株式が増加し更なる希薄化が生じる可能性はありません。なお、当社の業績・株式市況環境が悪化し当社株価が（下方修正後も含めて）転換価額及び行使価額を上回らない場合、本転換社債型新株予約権と本新株予約権の行使は行われな可能性が高く、本資金調達をもたらす希薄化の影響は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。また、株価が転換価額・行使価額を上回った場合、割当予定先は自己の判断で本転換社債型新株予約権及び本新株予約権を行使することができますが、割当予定先の当社への投資目的は純投資であり、同社が大株主として長期保有しないことを担保するため、当社発行済株式総数（5,505,800株）の10%（550,500株）を超えることとなる場合の当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されており、当該行使制限条項を付すことにより、当社は、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達を行うことが可能になると考えております。

流動性の向上

本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使による発行済株式総数は、2018年3月31日現在の発行済株式数5,505,800株に対して、23.2%（すべての本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が当初設定された転換価額及び行使価額で行使された場合）から最大24.9%（すべての本転換社債型新株予約権が下限転換価額で行使された場合）（いずれも小数点第2位以下を四捨五入して算出しております。）であり、割当予定先が本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する当社株式を順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

資金調達の柔軟性及び確実性

本新株予約権付社債及び本新株予約権には、6ヶ月超の空白期間を設けて転換価額及び行使価額の修正を可能とする転換価額修正条項及び行使価額修正条項が付されており、転換価額及び行使価額を完全に固定した新株予約権はエクイティファイナンスによる株価の下落や時価総額の減少を抑制するために有効ですが、一方で、株価が少しでも転換価額及び行使価額を下回ってしまうと資金調達が滞ってしまうリスクがあり、その場合に仮に新たな行使価額の新株予約権等を発行するためには一定の時間と費用がかかってしまいます。本新株予約権付社債及び本新株予約権は、（ ）発行日以降6ヶ月経過後（2回目以降の修正は前回の転換価額及び行使価額修正から6ヶ月以上経過後）の取締役会決議によって転換価額及び行使価額を修正できること（ ）当該転換価額及び行使価額の修正は当社取締役会の意思決定のみに基づいて行われることの特徴を具備し、行使価額固定型新株予約権の長所の一部を有しつつ同時に大幅な株価変動リスクへの対応措置を講じ、当社にとって必要な資金を調達できる確実性を高めた柔軟な設計としています。

また、本新株予約権付社債には繰上償還条項が付されており、本社債の金額額面100円につき100円の割合で、繰上償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息及び未払残高の支払とともに、繰上償還することが可能となっております。さらに、本新株予約権には取得条項が付されており、新株予

約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、当該取得日の20営業日前までに割当予定先に対して取得日の通知を行ったうえで、払込金額と同額で当社が取得することが可能となっております。これらにより、当社がより有利な資金調達方法若しくはより有利な割当先が確保できた場合は、そちらに切り替えることが可能となります。

転換価額及び行使価額のコントロール可能性

本新株予約権付社債及び本新株予約権に設定されている転換価額及び行使価額の修正条項は、その発動の可否及びタイミングを当社取締役会の判断でコントロールできるようになっています。このため、転換価額及び行使価額の修正が当社にメリットがあると判断した場合にのみ転換価額及び行使価額の修正を行うことが可能であり、一般的な行使価額修正条項付新株予約権のように日々行使価額の修正が行われることはありません。

行使の促進

本新株予約権付社債及び本新株予約権には転換価額修正条項及び行使価額修正条項が付されており、最短6ヶ月の空白期間を空けることによって、転換価額及び行使価額を当該修正に係る取締役会決議の前取引日における当社株価終値の90%に相当する金額に修正することが可能です。この条項が設定されていることで、仮に当社株価が当初の転換価額及び行使価額を下回る水準で推移した場合においても、下限転換価額及び下限行使価額を上回る水準であれば転換価額及び行使価額の修正を行うことで、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使を促し当社の資金調達を促進することが可能です。

(5) 本新株予約権付社債及び本新株予約権の主な留意事項

本新株予約権付社債及び本新株予約権による資金調達には下記のデメリットがありますが、当社の現時点の状況においては、上記「(4) 本新株予約権付社債及び本新株予約権の主な特徴」に記載のように、当社の主導によって機動的な資金調達を実行することが可能となること等から、当社にとって優位性があると考えております。

市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。

株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。

株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

(6) その他の資金調達方法の検討

当社は、この度の資金調達に際して、第三者割当増資のほか、金融機関からの借入、公募増資、ライツ・オフアリング、株主割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。

間接金融(金融機関からの借入)による資金調達は、当社の現在の業績の状況を踏まえれば、困難と考えられます。また、仮に調達できたとしても、今般必要な調達資金の全額を借入金によって賄った場合の返済や利払いは短期的なキャッシュ・フローを悪化させる恐れがあり、既存株主の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ません。そこで、数ある直接金融の手法から資金調達手法を選択するにあたり、昨今の相場環境に鑑み、既存株主の皆様の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して以下の資金調達方法を検討いたしました。

第三者割当新株発行、公募増資及びコミットメント型のライツ・オフアリングについては、調達実行までに時間を要し調達コストも割高であること、過去連続して赤字を計上している当社の業績や無配が続いている現状から割当先や引受先を選定することが困難であること、及び昨今の金融情勢・資本市場の状況を勘案した結果、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、株主割当増資、ノン・コミットメント型ライツ・オフアリング、及び新株予約権の上場を伴わない新株予約権無償割当による資金調達については、払込みを行うか否かが株主又は新株予約権者の判断となるため、当社の必要とする資金調達を行うことができるか否かが不確定であり、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

この点、今回の割当予定先に対する本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達方法は、転換社債型新株予約権付社債の発行により当社の当面の資金需要であるCBP501臨床第1b相試験費用の初期支出に対処するとともに、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行を組み合わせることで、一度に生じる希薄化の規模を抑制し株価への下落圧力を可及的に軽減し、既存株主の利益に十分に配慮しつつ開発資金及び運転資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るものであり、現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

2. 本新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容
上記「1. 本新株予約権付社債(行使価額修正条項付)等の発行により資金調達をしようとする理由(2) 本新株予約権付社債及び本新株予約権の概要 行使指示条項」に記載のとおり、当社は、本新株予約権を行使することができる期間中、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合、市場環境及び当該時点で当社が取り得る他の資金調達手法等を総合的に勘案し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限として、割当予定先に対し本新株予約権の行使を指示することができます。
また、上記「1. 本新株予約権付社債(行使価額修正条項付)等の発行により資金調達をしようとする理由(2) 本新株予約権付社債及び本新株予約権の概要 行使制限条項」に記載のとおり、割当予定先は、本新株予約権を行使することにより新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできません。
3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし
4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
割当予定先は、当社代表取締役河邊拓己を含む当社株主7名との間で、2020年7月17日までの期間において当社株式(合計約90千株)を借り受ける株式貸借契約を締結しております。
当該株式貸借契約において割当予定先は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の範囲内で行う売付け(つなぎ売り)に限る旨合意しております。
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし
6. 本社債に付された新株予約権の数
各本社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計33個の新株予約権を発行する。
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
7. 本転換社債型新株予約権の行使請求の方法
(1) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本転換社債型新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本転換社債型新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出しなければならない。
(2) 本項に従い、行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、行使請求を行った者は、これを撤回することはできない。
8. 本転換社債型新株予約権の行使の効力発生時期
(1) 本転換社債型新株予約権の行使請求の効力は、上記7「本転換社債型新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に要する書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到達した日に発生する。
(2) 本転換社債型新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
9. 本転換社債型新株予約権証券の発行及び株券の発行
当社は、本転換社債型新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。
当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
10. その他
(1) 上記の他、本新株予約権付社債発行に関して必要な事項の決定は当社代表取締役社長に一任する。
(2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
(3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項なし

3【新規発行新株予約権証券（第14回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	95個（新株予約権1個につき10,000株）
発行価額の総額	950,000円
発行価格	新株予約権1個につき10,000円（新株予約権の目的である株式1株当たり1円）
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2018年7月18日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	株式会社キャンパス 管理部 静岡県沼津市大手町2丁目2番1号
払込期日	2018年7月18日
割当日	2018年7月18日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 三島支店

(注) 1. 第14回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）は、2018年7月2日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によりマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対して全額を割り当てます。

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は950,000株、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は10,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準: 行使価額は、取締役会決議によって、当該決議が行われる日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下、「修正基準日時価」という。)に修正することができる。 3. 行使価額の修正頻度: 本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降の日。ただし、すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日から起算して6ヶ月を経過しなければならない。 4. 行使価額の下限: 500円(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。以下、「下限行使価額」という。) 5. 本新株予約権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限: 950,000株(2018年3月31日現在における普通株式の発行済株式総数5,505,800株の17.3%) 6. 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項記載の下限行使価額で本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額): 475,000,000円(ただし、本新株予約権は行使されないことがある。) 7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式950,000株とする(割当株式数は10,000株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初634円とする。但し、行使価額は本欄第3項及び本欄第4項に定めるところに従い修正又は調整される。

3. 行使価額の修正

当社は、本新株予約権の割当日の翌日(すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日)から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議によって、行使価額を、修正基準日時価に修正することができる。ただし、修正基準日時価が下限行使価額(ただし、本欄第4項の規定による調整を受ける。)を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。

当社は、かかる修正を決定したときは速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額の修正の効力は当該通知が到達した日の翌取引日に生じるものとする。

4. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

	<p>本項(2)乃至までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>603,250,000円</p> <p>(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p>

	<p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2018年7月18日から2020年7月17日(但し、2020年7月17日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社キャンパス 管理部 静岡県沼津市大手町2丁目2番1号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 三島支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(2018年7月2日)時点における当社発行済株式総数(5,505,800株)の10%(550,500株)(但し、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超えることとなる場合の、当該10%(但し、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>3. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項なし。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>1. 交付される承継会社等の新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>2. 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の同種の株式</p>

	<p>3. 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>4. 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>5. 承継会社等の新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、承継会社等による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の行使の条件 「新株予約権の行使期間」欄、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄、本欄及び「新株予約権の行使の条件」欄に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>6. 承継会社等の新株予約権の譲渡による取得の制限 承継会社等の新株予約権の譲渡による取得については、承継会社等の取締役会の承認を要する。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (注) 1. 本新株予約権（行使価額修正条項付）の発行により資金調達をしようとする理由
上記「1 [新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）]」（新株予約権付社債に関する事項）（注）1. 本新株予約権付社債（行使価額修正条項付）等の発行により資金調達をしようとする理由」の記載をご参照ください。
2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容
上記「1 [新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）]」（新株予約権付社債に関する事項）（注）2. 本新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容」の記載をご参照ください。
3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし
4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
割当予定先は、当社代表取締役河邊拓己を含む当社株主7名との間で、2020年7月17日までの期間において当社株式（合計約90千株）を借り受ける株式貸借契約を締結しております。
当該株式貸借契約において割当予定先は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の範囲内で行う売付け（つなぎ売り）に限る旨合意しております。
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし
6. 本新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下、「出資金総額」という。）を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
7. 本新株予約権の行使の効力発生時期
本新株予約権の行使請求の効力は、上記6「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に要する書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。
8. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

9. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記の他、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
812,470,000	10,000,000	802,470,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額の総額(209,220,000円)、本新株予約権の払込金額の総額(950,000円)並びに本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(602,300,000円)を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 3 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
- 4 発行諸費用の概算額は、弁護士費用(80万円)、価格算定費用(400万円)、司法書士費用及び登記申請費用(300万円)、信託銀行費用(200万円)等の合計額です。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(円)	支出予定期間
抗癌剤候補化合物CBP501臨床第1b相拡大相試験費用 (臨床試験管理進行受託専門業者(CRO)費用、臨床試験実施施設費用、併用薬剤費及び追加製剤費用等)	650,000,000	2018年7月～2019年12月
基礎研究費用	52,470,000	2018年7月～2020年6月
CBP-A08前臨床試験準備費用 (CBP-A08最適化の最終検討に係る類縁体合成費用、前臨床試験に使用する薬剤の製造に係る分析・評価費用、製剤化及び安定性試験費用等)	100,000,000	2019年1月～2020年6月

上記「1 [新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)] (新株予約権付社債に関する事項) (注) 1. 本転換社債型新株予約権(行使価額修正条項付)の発行により資金調達をしようとする理由」に記載のとおり、当社は、本件資金調達による手取金を CBP501臨床第1b相拡大相試験費用 基礎研究費用 CBP-A08等次世代化合物の研究及び前臨床試験準備費用に充当する計画です。

それぞれの具体的内容は以下のとおりです。

CBP501臨床第1b相拡大相試験費用：650百万円

当社は、CBP501とシスプラチン・免疫系抗癌剤ニボルマブ(商品名：オブジーボ)の3剤併用による臨床試験(フェーズ1b試験)を進めており、今回の手取金は最優先でこの臨床試験の「拡大相」の費用に充当します。

2018年後半から、フェーズ1b試験の核心部分である拡大相(複数の癌腫を選んで当該特定癌腫における薬効の手応えを確認する試験)に入る予定です。この拡大相での結果はCBP501の評価(提携候補先製薬企業等にとっての魅力)を大きく左右するものであり、また、免疫系抗癌剤との併用による臨床試験の競争が激化する中でスピーディな進行が必要です。

今回の手取金を活用し、複数の癌腫で被験者を迅速に組入れて拡大相試験を進めることによって、当社の中長期的な企業価値の向上を図ります。

主な内訳は概ね、臨床試験管理進行受託専門業者(CRO)費用100～150百万円、臨床試験実施施設費用250～300百万円、併用薬剤費及びCBP501製剤費用250～300百万円、その他費用合計50百万円の見込みです。(拡大相の組入れ症例数によって変動する費用はレンジ表示しております。)

なお、本新株予約権付社債により調達する209.22百万円は、すべての用途に充当する予定です。また、今回の資金調達方法は当初の見込み総額が調達できないおそれがあることから、新株予約権行使の進行を注視しつつ慎重かつ柔軟に判断し、試験計画の縮小を含めて適切に資金を充当してまいります。

基礎研究費用：52.47百万円

当社は、基礎研究に係る人件費、研究用消耗品費、外注費、事務用消耗品費等として、他の臨床試験段階のプロジェクトの有無にかかわらず、年間概ね160百万円～200百万円を計上しております。2018年7月から2020年6月までに、この一部として52.47百万円の充当を想定しております。

なお、今回の資金調達方法は当初の見込み総額が調達できないおそれがあることから、新株予約権の行使が進捗せず十分な資金を調達できなかった場合には、の費用支出を抑制する可能性があります。

CBP-A08前臨床試験準備費用：100百万円

次世代化合物CBP-A08の前臨床試験（臨床試験開始申請に必要な安全性データを揃えるための試験）に使用する薬剤の準備費用に充当します。

主な内訳は概ね、CBP-A08最適化の最終検討に係る類縁体合成費用20百万円、前臨床試験に使用する薬剤の製造に係る分析・評価費用70百万円、製剤化及び安定性試験の費用10百万円の見込みです。

なお、今回の資金調達方法は当初の見込み総額が調達できないおそれがあり、は及びよりも開発項目として優先度が低いことから、新株予約権の行使が進捗せず十分な資金を調達できなかった場合にはの費用支出を抑制し、若しくは上記支出予定期間中にを開始せず支出開始時期を先送りする可能性があります。

- (注) 1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
2. 上記資金用途は、2020年6月期までの資金用途の内訳を記載したものでありますが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金用途及びその内訳については、それぞれの項目に尚書きをしているとおり変更される可能性があります。なお、資金用途及びその内訳を変更する場合には、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。
3. 割当予定先との間で締結する第三者割当契約には、当社による行使指示条項が定められておりますが、株価等によっては、当社が割当予定先に行使指示を行っても、十分な資金を調達できない場合もあります。したがって、市場における当社株価の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。これらの見直しを行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(注)
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷元彦 100%

(注) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、2012年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社(2009年2月設立、旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立されております。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
人事関係		該当事項なし
資金関係		該当事項なし
技術関係		該当事項なし
取引関係		該当事項なし

(注) 1. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は2018年6月30日現在のものです。

2. 当社は、2012年8月10日並びに2013年11月14日提出の有価証券届出書に基づき、割当予定先マイルストーン社から合計1,262百万円の資金調達を行いました。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、事業の進捗を図るため必要となる資金調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先の選定にあたっては、経営への介入を排除すべく、()純投資であることの表明と実際に純投資実績を有することに加えて、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、()既存株主の株式価値の急激な希薄化をもたらさないよう市場株価に留意しつつ新株予約権付社債の転換又は新株予約権の行使を行うこと、()株式流動性の向上に寄与するために、取得した株式を相対取引ではなく市場で売却すること、()環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出した場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと、()将来のファイナンスの実行に何らかの制約をもたらす可能性のある条件を一切付さないことを重視し、選定を進めました。またそれと同時に、適時に必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

当社が資金調達目的で発行した過去複数回の新株予約権のうち2度にわたり割当先となったマイルストーン社は検討初期から有力な割当予定先となり得る候補先であり、当初から詳細な条件を含む協議・交渉を進めました。

このような検討を経て当社は、複数の割当予定先候補企業からの提案を踏まえ、今回マイルストーン社に対して本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を行うことといたしました。

マイルストーン社は、2009年2月に代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に当社を含む日本の上場企業約40社で第三者割当による新株式、新株予約権付社債及び新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権付社債及び新株予約権は主に転換価額又は行使価額と目的株式数が固定された新株予約権付社債及び新株予約権であり、実質的に転換又は行使可能となるのは発行会社の株価が転換社債型新株予約権付社債の転換価額又は新株予約権の行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が行使価額又は転換価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による転換社債型新株予約権付社債の転換又は新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていると考えられます。

今回当社が発行する本新株予約権付社債及び本新株予約権は転換価額及び行使価額の修正条項が付されておりますが、転換価額及び行使価額の修正には6ヶ月以上の空白期間が設けられていること、並びに、その発動の可否及

びタイミングを当社取締役会の判断でコントロールできるようになっており転換価額及び行使価額の修正が当社にメリットがあると判断した場合にのみ行うことが可能であることから、マイルストーン社による転換社債型新株予約権付社債の転換又は新株予約権の行使に係る行動は、日々行使価額の修正が行われる一般的な行使価額修正条項付新株予約権におけるものとは異なり、転換価額又は行使価額が固定された新株予約権付社債及び新株予約権におけるものと類似すると判断できます。

したがって、マイルストーン社を本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として選定することは、株価の推移次第ではありますが、資金確保を図るといふ本資金調達目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、一定の条件下で当社からの取得が可能となる取得条項があるため、現在、当社が採り得る資金調達手段の中で最良の選択肢であると判断いたしました。なお、株価が本新株予約権の行使価額未満に低迷している場合は、本新株予約権の行使が進まず資金を確保することが十分にできない可能性があります。

なお、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が全部行使された場合、マイルストーン社が当社の大株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であることを口頭で確認しております。当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般、同社を本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として選定することといたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる株式の総数は、本新株予約権付社債の目的である株式330,000株と本新株予約権の目的である株式950,000株の合計1,280,000株です。

e. 株券等の保有方針

本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら順次売却する方針と口頭で伺っております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、マイルストーン社から預金口座の残高照会書の写しを受領し2018年6月18日時点の当該預金残高を確認することにより、本新株予約権付社債及び本新株予約権の引受けに係る払込を行うことが十分に可能な資金を保有していることを確認しております。なお、本新株予約権の行使に必要な金額の全額を確認することはできておりませんが、本新株予約権の行使に当たってマイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはありません。マイルストーン社は、当社を含む多数の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することで新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達している旨を聴取により確認しております。以上のことから当社は、マイルストーン社が本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額総額並びに本新株予約権の行使に必要な資金の総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるマイルストーン社から、反社会的勢力等とは一切関係がないことの説明を受けており、反社会的勢力等との関係がない旨の表明書を受領しております。

また、当社においても独自に専門の調査機関(株式会社クチョー(東京都千代田区))に調査を依頼し、2018年6月20日付で調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することについて制限はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるマイルストーン社との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の金額及び本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルーラス・コンサルティングに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社の配当予想、当社株式の流動性について一定の前提を置きつつ、割当先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について、当社は行使の停止を行わず随時行使指定を実施し、また割当予定先が随時権利行使を行うものとし、その他、当社が取得条項を行使しない、割当予定先が別記「1 [新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）]」（新株予約権付社債に関する事項）（注）1．本新株予約権付社債（行使価額修正条項付）等の発行により資金調達をしようとする理由（2）本新株予約権付社債及び本新株予約権の概要 取得請求」に記載のとおり当社に対して本新株予約権の取得を請求する等、一定の前提を置いて評価を実施し、本新株予約権付社債の金額100円につき100円、本新株予約権1個の評価額を10,000円としました。当社は、これを参考として、本新株予約権付社債の金額を100円につき100円、本新株予約権1個の払込金額を10,000円としました。

また、本新株予約権付社債の当初転換価額及び本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2018年6月29日）の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額としており、その後に転換価額及び行使価額が修正される場合も、当社の取締役会決議日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限転換価額及び下限行使価額である500円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権付社債の金額及び本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

社外取締役4名によって構成される当社取締役監査等委員の全員も、株式会社ブルーラス・コンサルティングは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、株式会社ブルーラス・コンサルティングは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、株式会社ブルーラス・コンサルティングによる本新株予約権付社債の金額及び本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して株式会社ブルーラス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権付社債の金額及び本新株予約権の払込金額は株式会社ブルーラス・コンサルティングによって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の資金調達により、2018年3月31日現在の総議決権数55,055個（発行済株式数5,505,800株）に対して、23.2%（すべての本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が当初設定された転換価額及び行使価額で行使された場合）から最大24.9%（すべての本転換社債型新株予約権が下限転換価額で行使された場合）の希薄化が生じます。

しかしながら、当該資金調達により、別記「第1 [募集要項] 1 [新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）]」（新株予約権付社債に関する事項）注1．本新株予約権付社債（行使価額修正条項付）等の発行により資金調達をしようとする理由」に記載のとおり、当社が創製した抗癌剤候補化合物の研究開発進展を図ることができ、将来医薬品として上市された際にはその販売から得られる利益によって今後の当社収益が向上することから、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

また、社外取締役4名によって構成される当社取締役監査等委員の全員も、上記判断の合理性を支持していません。

なお、新株予約権の目的である当社普通株式数の合計1,280,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は46,471株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ 当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
マイルストーン・キャピタル・ マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町1丁目6番 1号	-	-	1,280,000	18.87
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタ ンレーMUFG証券株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目 9-7 大手町フィナンシャルシ ティサウスタワー)	372,700	6.77	372,700	5.49
大村 明	静岡市葵区	204,200	3.71	204,200	3.01
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	135,500	2.46	135,500	2.00
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番 2号 経団連会館6階	131,700	2.39	131,700	1.94
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1 号	103,700	1.88	103,700	1.53
株式会社大村洋品店	静岡市葵区馬場町6番地	68,900	1.25	68,900	1.02
河邊 なおみ	静岡県沼津市	50,000	0.91	50,000	0.74
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	40,700	0.74	40,700	0.60
山下 智平	名古屋市市中川区	40,600	0.74	40,600	0.60
計		1,148,000	20.86	2,428,000	35.79

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2017年12月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3 割当予定先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式をすべて保有した場合の数となります。別記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】**第1【公開買付けの概要】**

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部【追完情報】**1 事業等のリスク等について**

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第18期、提出日2017年9月26日）及び四半期報告書（第19期第3四半期、提出日2018年5月14日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書提出日（2018年7月2日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2018年7月2日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第18期）提出日（2017年9月26日）以降、本有価証券届出書提出日（2018年7月2日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

（2017年9月26日提出）

1 提出理由

2017年9月26日開催の当社第18期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2017年9月26日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、河邊拓己、加登住眞及び坂本一良を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案				（注）	
河邊 拓己	20,930	558	-		可決 97.32%
加登住 眞	20,897	591	-		可決 97.17%
坂本 一良	20,934	554	-		可決 97.34%

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

3 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第18期、提出日2017年9月26日）提出後、本有価証券届出書提出日（2018年7月2日）までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)
2017年9月26日～ 2018年7月2日	9,200	5,505,800	3,601	4,171,807

(注) 当社役職員の株予約権の行使による増加であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 2016年7月1日 至 2017年6月30日	2017年9月26日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第19期第3四半期)	自 2018年1月1日 至 2018年3月31日	2018年5月14日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 9月20日

株式会社 キャンパス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳴原 泰貴 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 努 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンパスの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャンパスの平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キャンパスの平成29年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社キャンパスが平成29年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年5月14日

株 式 会 社 キ ャ ン パ ス

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ッ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 水 野 雅 史 印
--------------------	-----------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴 木 努 印
--------------------	---------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンパスの2017年7月1日から2018年6月30日までの第19期事業年度の第3四半期会計期間(2018年1月1日から2018年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(2017年7月1日から2018年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キャンパスの2018年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。